

食品製造業の取引拡大を目的とした課題解決型支援事業補助金募集要領

宮崎県食品・メディカル産業推進室

1 事業の趣旨

本事業は、コロナ禍により落ち込んだ食品製造業の生産を回復し売上げ増加に繋げていくことで、本県経済の活性化を図ることを目的としており、食品製造業者が実施する生産性向上や労働環境改善等の取組みに要する経費を補助するものです。

2 事業内容

県内食品製造事業者が実施する、製造現場の課題の解決に要する経費の一部を助成します。

3 補助対象者

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）で食品の製造を行う者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 補助金の交付の対象となる事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

4 補助対象経費等

	事業内容	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助下限額
①	1 食品安全管理における第三者認証の取得	旅費 謝金 委託料	1 / 2 以内	100万円	なし
	2 食品の安全性確保及び労働環境を改善するために実施する設備・施設改修	修繕費 役務費			

②	3 課題解決を目指す事業者が実施する機械装置の導入	機械装置等費	1 / 2 以内	500万円	100万円
---	---------------------------	--------	-------------	-------	-------

※上記①及び②の両方に応募することもできます。

※上記②について、原則1つの機器を補助対象としますが、製造工程などの都合上、一体的に整備しなければ事業効果が得られない場合は、複数の機器を補助対象として認めますが、その場合も補助上限額は500万円とします。

※補助対象経費の詳細は、別紙を参照ください。

5 応募手続等

(1) 応募期間

令和4年11月28日(月)から令和4年12月9日(金)まで

(2) 提出書類

下記の書類を電子メールにて提出をお願いします。

ただし、納税証明書については、下記提出先まで原本を郵送してください。

1	提案書(鑑)	様式1
2	事業計画書	様式2
3	収支予算書	様式3
4	納税証明書(証明日が10月1日以降のもの)	県の証明書
5	特別徴収実施確認・開始誓約書	要綱様式第3号
6	誓約書(暴力団関係)	要綱様式第4号
7	役員一覧表	様式4
8	法人登記簿謄本 ※個人の場合は住民票	謄本等の写し
9	直近3期分の決算関係書類 (損益計算書、貸借対照表等) ※個人の場合は確定申告書	任意様式
10	会社の事業概要が確認できる書類 (パンフレット等)	任意様式
11	事業計画書の補足資料(提出任意)	任意様式
12	食品安全管理における第三者認証取得済みであることを証する書類	証明書の写し

※提出書類への社印、代表者印の押印は不要です。

※上記11及び12は、対象資料がある場合のみ提出してください。

(3) 提出先

宮崎県企業振興課 食品・メディカル産業推進室

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県庁8号館4階

(4) 応募に関する留意点

- ① 複数の事業に応募する場合は、事業ごとに応募書類を作成してください。
- ② 原則A4サイズでの提出をお願いします。
- ③ 虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ④ 不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ⑤ 提出に関する費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類等は返却いたしませんので、原本の控えをお備えください。
- ⑥ 質問がある場合は、別添の質問書（様式5）をご提出ください。

6 審査・採択決定等

(1) 審査の方法

募集終了後、事務局において提出書類についての内容確認等を行い、審査会での審査を経た上で選定を行います。

(2) 評価基準

選定に当たっては、次の点を総合的に勘案して審査を行います。

	評価項目	評価ポイント
1	課題分析	課題の分析が明確であるか。
2	改善内容	改善内容が十分に検討されているか。
3	有効性	改善による有効性（効果）はどのようなものか。
4	波及効果	事業実施による地域の経済や産業等への波及効果が期待できるか。
5	事業運営体制	安定した事業運営が可能であるか。
6	総合評価	総合的に見て、補助事業として支援する必要性があるか。

(3) 交付決定までの日程

- ① 令和4年12月 9日・・・提案書類提出締切り
- ② 令和4年12月14日・・・交付先選定審査会（書面審査）
- ③ 令和4年12月 中旬・・・交付決定

7 予算額

45,000千円程度

8 補助事業期間

交付決定日から令和5年2月28日（火）までとし、事業者が自ら支払いまで終了した費用が補助の対象となります。

9 補助事業における留意事項

- (1) 一件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払いに至るまでの証拠書類が必要になります。証拠書類は他の経理と明確に区分して整理するようにしてください。補助事業終了後の確定検査において、補助対象機器や適正な証拠書類が確認できない場合は、当該経費は補助対象外になります。

※証拠書類とは、見積書、発注書、契約書（請書）、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票等のことを指します。

- (2) 発注先の選定においては、競争入札の実施又は複数の業者から見積書を聴取してください。

ただし、発注金額が10万円未満の場合は1者から見積書を聴取し、契約相手とすることができます。

- (3) 県の担当職員による中間検査、確定検査を行います。

また、次年度以降に県が必要であると認めた場合は、第三者認証の取得状況や装置等の使用状況について、実地調査等を実施する場合があります。

- (4) 以下の経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 補助金交付決定より前に発注、購入、契約したもの
- ② 自社の人件費、事務所の家賃、光熱水費等、他の経費と明確に区分できない経費
- ③ 金融機関などへの振込手数料
- ④ 商品券、クーポン、ポイントで支払ったもの
- ⑤ パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど、汎用性があり目的外使用が可能なもの
- ⑥ 国や地方公共団体等から、既に補助を受けている経費
- ⑦ その他社会通念上、適当でないと認められる経費

10 問合せ先

宮崎県企業振興課 食品・メディカル産業推進室 担当 小野
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県庁8号館4階
電話番号：0985-26-7101 FAX：0985-26-7322
mail：shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp